



おとうと

田原小学校1年(当時)

上阪 優

もうすぐおとうとが生まれるよ。おかさんのおなかは、まああるくて、すごく大きいよ。おかさんとおふろに入ったとき、いつもおなかをなでてあげるよ。ときどき、とんとんって赤ちゃんがけっつているよ。

「おねえちゃん。」
「おねえちゃん。」

生まれたらね、わたしがいつぱいおせわをするよ。おむつをかえてあげるね。おふろも入れてあげるね。ないたら、ねかせてあげるね。

わたしね、生まれたかおがそうぞうつくんだ。きつとわたしにそっくり。

生まれたら、一ばんにだっこするからね。まってるよ。

あいさつは大切

八千種小学校5年(当時)

上田みと

わたしが通っている八千種小学校では、「あいさつ運動」という活動があります。毎朝当番の六年生が、登校してくる下級生に学校の前であいさつをする活動です。

前の校長先生が、あいさつの合言葉を教えてくださいました。

「あいさつ」の「あ」は「明るく」。どんな時も明るくあいさつをします。「あいさつ」の「い」は「いつでも」。先生や友だちに出会ったら、「おはよう。」

「おはようございます。」といつでも元気よくあいさつをします。「あいさつ」の「さ」は「先に」。わたしも、あいさつ運動をしている六年生よりも先に、あいさつをするように心がけています。「あいさつ」の「つ」は「続ける」。いつまでもあいさつは続けていきます。

この合言葉を聞いて、あいさつは相手に言われた時にだけするのはなく、今日も明日もこれからも、先に明るく続けていこうと思います。他にも「あいさつジャンケ

ン」という活動もあります。これは、あいさつの合言葉のうちの一つ、「先に」あいさつをした方が勝ち、後にした方が負けというルールでおこなうあいさつです。このような活動を通して、他の学年の人ともさらに仲良くなれたり、コミュニケーションをとることができたりすると思います。

わたしのおばあちゃんは、月に何度か図書ボランティアで学校へ来ています。その時に、わたしのことを見つける

「みと！おはよう！」と大きな声で元気よく言ってくれます。わたしは、はずかしいからそんなに大声で呼ばんといてと思うことがたまにあります。でもそんなおばあちゃんといっしょにいると、楽しく明るくなれる

ことが多いです。それに、おばあちゃんはいさつの名人だと思えます。あいさつの合言葉だけでなく、「お」の「大きな声で」を足した「おあいさつ」までできているからそう思います。やっぱりあいさつは大切な、おばあちゃんといっ



田原小学校1年(当時) 長尾大輝



福崎西中学校1年(当時) 谷口結菜



福崎東中学校1年(当時) 水田琴葉



福崎小学校2年(当時) 山本恵生

生活科学 センター だより

キヤッシュカードをだまし
取る詐欺にご注意！

〔事例〕

公共機関の職員を名乗る者から電話がかかってきた。「お知らせのハガキを送ったが、返事がないので電話している。このたび元号が改められ、銀行法が改正される。今日中にキヤッシュカードの更新手続きをしないと現金が引き出せなくなる。口座情報を教えてほしい」などと言われ、気持ち焦って暗証番号などの個人情報伝えてしまった。電話の指示に従い、その後自宅に来た銀行員を名乗る男にカードを渡した。後日新しいカードを郵送すると言われ待っていたが、しばらく経っても何も届かない。直接銀行へ問い合わせたところ、自分の口座から100万円が引き出されていることに気がついた。だまされた。(80歳代女性)

ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



〔アドバイス〕

公共機関や実在する企業、家族になりすまし、家族構成や資産状況などを聞き出したリ、所在確認をしようとする不審な電話に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

事例のような改元に乗じた特殊詐欺()の被害も県外で複数報告されており、町内でも被害が発生するおそれがあります。

公共機関や銀行などの職員が、キヤッシュカードや通帳を受け取りに来たり、郵送を求めるとはありません。絶対に他人に渡したり、暗証番号を教えたりしないでください。

今後も消費税増税や新紙幣発行など、詐欺の手口になりえる出来事が続きます。被害を防ぐためには、まずは知らない番号の電話には出ないこ

とが大切です。電話機を留守番電話に設定しておくことも一つの方法です。

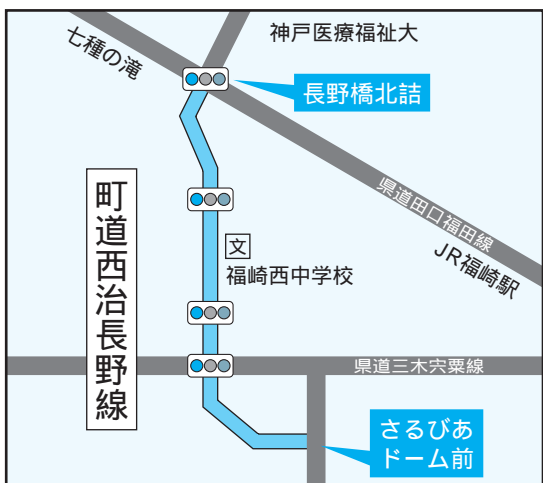
電話に出ても、お金の話や急がせる内容のときは、かけ直すなどの理由をつけていったん電話を切り、身近な人に相談しましょう。相手が実在する機関や企業を名乗ったときは、正しい連絡先を調べて問い合わせてください。

他人事ではなく、自分もだまされる可能性があるということをお忘れず、日頃から対策を考えておくことが肝心です。不安を感じたり、怪しいと思ったらときはいつでもセンターに相談してください。

町道西治長野線がハイビーム活用モデル路線に指定されました

夜間の交通事故を防止するため、町道西治長野線が、神崎郡交通対策協議会から「ハイビーム活用モデル路線」の指定を受けました。町内では初の指定となります。

車両の夜間走行時は歩行者等を早期発見できるよう、基本的にハイビームを使用しましょう。歩行者側も明るい色の服装や反射材を活用し、事故の抑止を心掛けてください。



(住民生活課)

特殊詐欺とは、面識のない不特定の者に対し、電話その他の手段を用いて、預貯金口座への振込みその他の方法により、現金等をだまし取る詐欺のことです。(オレオレ詐欺、架空請求詐欺など)

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、
神崎郡消費生活中核センターへ
(☎22・4977)

秘密厳守 相談は無料
相談日時 火、金曜日 9時～16時
(月曜日は休館日)

人権標語

- やさしさのたね みんなにくばって 楽しい学校づくり
福崎小学校2年当時 沼田惟吹
- けんかをしたらずくに「ごめんね。」で ころころがふわふわ
ここにこえがお
高岡小学校2年当時 福本航大
- どうしたの その一言が 救いの手
福崎西中学校1年当時 井川陽登
- 気づいたの？ じゃあ助けてよ 動いてよ
福崎東中学校2年当時 山本倭吹

国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険税は、みなさんの医療費などに充てられる国民健康保険事業の貴重な財源です。
国民健康保険税を納めることは、国民健康保険事業を健全に運営し、よりよい医療を受けるためにとっても大切なことです。

今年度は国民健康保険税の税率は変更せず、賦課限度額、軽減判定所得を改正します。

改正のポイント

医療保険分の賦課限度額を61万円に引き上げます。
低所得者の負担軽減を図るため、2割軽減、5割軽減の対象世帯を拡大します。



【国民健康保険税の税率等】

内 訳	計算の説明	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分
所得割 A	課税総所得金額 × 税率	6.3%	2.7%	2.6%
均等割 B	被保険者 1 人につき	23,500円	10,500円	9,800円
平等割 C	1 世帯につき	17,000円	7,400円	5,100円
年間保険税	A + B + C ただし賦課限度額まで	賦課限度額 610,000円(580,000円)	賦課限度額 190,000円	賦課限度額 160,000円

() 内は改正前の賦課限度額です。

介護保険分は、40歳以上65歳未満（介護2号被保険者）の方のみに上乗せされます。

保険税の軽減制度

前年中の所得が所得基準を下回る世帯については、保険税の均等割額と平等割額が減額されます。軽減を受けるための申請は不要ですが、所得の申告をしていない人がいる世帯は軽減の対象になりません。

	所得基準
7割軽減	33万円以下
5割軽減	33万円 + 28万円 × (被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下 (33万円 + 27.5万円 × (被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下)
2割軽減	33万円 + 51万円 × (被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下 (33万円 + 50万円 × (被保険者及び特定同一世帯所属者の数) 以下)

問い合わせ先 税務課 国民健康保険税担当(内線342)

下段の()内は昨年度の所得基準

国民年金には納付の免除制度があります

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることができない場合は、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります

全額免除・一部免除

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に全額または一部免除になります。

納付猶予

50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

～ は、申請時点の2年1ヶ月前の月分までさかのぼって申請することができますが、申請が遅れると万一の際に障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。

～ 以外に、障害基礎年金を受けている場合や生活保護の生活扶助を受けている場合は、保険料の全額が免除される『法定免除制度』があります。

失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請される方は、離職日がわかる『雇用保険受給資格者証』または『雇用保険被保険者離職票』の写しが必要です。

保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることが困難な場合は免除申請をしてください。ただし、申請をすれば必ず免除になるとは限りません。却下や一部納付となった場合、納付しないと未納扱いとなりますのでご注意ください。

問い合わせ先 住民生活課(内線374) / 姫路年金事務所 ☎079-224-6382

7月は福祉医療費受給者証の更新月です

新しい福祉医療費受給者証を送付します

現在お持ちの受給者証の有効期限は6月30日です。令和元年度の所得判定後、該当になる人には、6月下旬に新しい福祉医療費受給者証(黄色)を郵送します。

旧福祉医療費受給者証は、有効期限終了後、同封の返信用封筒で健康福祉課へ返却してください。

母子家庭等の人や平成30年度に福祉医療費受給者証が交付されていない人で、7月から新たに該当になる人には申請書類等を送付します。役場健康福祉課で手続きをしてください。

70歳から74歳の人にも福祉医療費受給者証を送付します

これまでは70歳から74歳までの福祉医療費受給者には受給者証を交付していませんでしたが、令和元年7月からは受給者証を交付することになりました。

今後は受給者証を医療機関窓口で提示すると自己負担額は無料となり、払い戻し手続きは不要になります。

令和元年度 福祉医療制度所得制限等一覧表

高齢期移行者医療費助成制度(65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日まで)

対象	区分	負担割合	所得制限の内容	自己負担限度月額
誕生日が 昭和27年7月1日 以降の人	区分	2割	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人 (年金収入80万円以下かつ所得なし)	外来 8,000円 入院等 15,000円
	区分		市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ要介護2以上の人	外来 12,000円 入院等 35,400円
誕生日が 昭和24年7月1日から 昭和27年6月30日の人	区分	2割	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない人 (年金収入80万円以下かつ所得なし)	外来 8,000円 入院等 15,000円
	区分		市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の人	外来 12,000円 入院等 35,400円

重度障害者および高齢重度障害者医療費助成制度
(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人)

所得確認対象者	所得制限の内容
本人・配偶者・扶養義務者	所得確認対象者の市町村民税の所得割税額の合計額が235,000円未満

所得制限なし

乳幼児等医療費助成制度(0歳~小学3年生まで)

こども医療費助成制度(小学4年生~中学3年生まで)

高校生等医療費助成制度(中学校卒業後~18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

母子家庭等医療費助成制度

(18歳または20歳までの子を監護する母または父及びその子)

所得確認対象者	扶養親族等の数	所得限度額
母子家庭等の母等 (扶養義務者)	0	1,920,000円
	1	2,300,000円
	2	2,680,000円
	3	3,060,000円
	4	3,440,000円

7月から高校生等医療費助成を開始します

対象者

- ・15歳の誕生日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人
(高校等に通っていないなくても対象になります)
- ・就職や婚姻をしておらず、保護者に扶養されている人
- ・生活保護を受けていない人

助成内容

入院医療費の自己負担額を全額助成
(通院は対象外です)
自己負担分を後日申請いただき、返金となります。(受給者証は交付しません)
助成開始時期 令和元年7月診療分から

公費医療自己負担額助成制度(高齢期移行者医療以外の福祉医療受給者の方)

自立支援医療・指定難病・小児慢性特定疾患医療・肝炎治療などの他の公費負担医療が受給できる場合は、福祉医療制度より優先されます。他の公費負担医療には自己負担額がありますので、その自己負担した金額を助成します。詳しくは健康福祉課国保医療係までお問い合わせください。

問い合わせ先 健康福祉課 国保医療係(内線355・356)

介護保険料のお知らせ

65歳以上の方の介護保険料は、各市町で決められた基準額をもとに所得段階別に保険料が決定されます。6月中旬に保険料額決定通知書をお送りしますのでご確認ください。

また令和元年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、平成27年度から第1段階で行っていた低所得者の保険料軽減を、第2段階及び第3段階にも拡大して実施します。

【介護保険料早見表】

所得段階	対 象 者	保険料率	年額(円)
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額(1)との合計が80万円以下の人	基準額×0.375	26,000
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額(1)との合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.575	39,800
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額(1)との合計が120万円を超える人	基準額×0.725	50,200
第4段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額(1)との合計が80万円以下の人	基準額×0.83	57,500
第5段階	・本人が住民税非課税(同一世帯に住民税課税者がいる)で、本人の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額(1)との合計が80万円を超える人	基準額×1.00	69,300
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(2)が120万円未満の人	基準額×1.20	83,200
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(2)が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.25	86,700
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(2)が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.45	100,500
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(2)が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.50	104,000
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(2)が400万円以上の人	基準額×1.70	117,900

(1)その他の合計所得金額・・・合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を除いた金額です。

(2)合計所得金額・・・平成30年度より、租税特別措置法に規定する長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の適用がある場合には、合計所得金額から特別控除額を控除した後の金額を保険料の算定に用います。

問い合わせ先 税務課 介護保険料担当(内線342)

第69回「社会を明るくする運動」神崎郡住民大会

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることができる社会にするために、みなさんのご理解をお願いします。

日時 7月11日(木)

午後1時～ 表彰など

午後2時～ 映画上映 「君の笑顔に会いたくて」

場所 市川町文化センター ひまわりホール

主催 神崎郡町村会、神崎保護区保護司会、
神崎地区更生保護女性会、神崎郡青少年補導センター

問い合わせ先 健康福祉課 高年福祉係(内線364)



介護保険施設の居住費・食費の軽減制度があります

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・ショートステイの各サービスを利用する人のうち、次の人については居住費と食費について負担の上限額（負担限度額）が設けられ、負担が軽減されます。

利用者負担段階	居住費等（日額）				食費（日額）
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室()	多床室	
第1段階 本人および世帯全員が住民税非課税者で、老齢福祉年金の受給者、生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金(遺族年金・障害年金)収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

特別養護老人ホームとショートステイを利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額です。左の表に当てはまっても、次のいずれかに該当する場合は、対象外となります。

- ・住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ・住民税非課税世帯でも預貯金等が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合

利用者負担の軽減制度があります

介護保険サービスを利用すると、かかった費用の一部が利用者負担となりますが、社会福祉法人等が行う介護サービスを利用した場合、所得により利用者負担が軽減される制度があります。

居住費・食費の負担限度額の適用や利用者負担の軽減を受けるにはどうすればいいの？

居住費と食費の負担限度額の適用や利用者負担の軽減を受けるには、事前に申請する必要があります。サービスを利用する前に、「介護保険負担限度額認定申請書」、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」に必要事項を記入して申請してください。認定された方には「介護保険負担限度額認定証」、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を交付しますので、施設、事業所へ提示してからサービスを利用するようお願いいたします。

【申請に必要な提出書類】

本人及び配偶者の預貯金通帳・有価証券・借用証書などの写し

問い合わせ先 健康福祉課 介護保険係（内線354・364）

人生いきいき住宅助成事業のお知らせ

既存住宅の改造に要する経費の一部を助成します。

区分	特別型	一般型	増改築型												
対象世帯 (右の対象者を 含む世帯)	介護保険の要介護・要支援認定を受けている人 身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている人	65歳以上の人	一般型若しくは特別型の対象世帯及び対象となる人と同居しようとしている世帯												
対象事業	身体状況に応じた日常生活の維持に必要な既存住宅の改造		住宅改造・一般型、特別型で増改築を伴うもの												
補助要件	住まいの改良相談員等の承認	2箇所以上の手すり取付け、または屋内の段差解消													
助成額	助成対象工事費(A)×助成率 A：限度額 100万円 (介護保険分20万円含む) 助成率：1/3～全額 (所得・課税状況により異なる)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>助成対象工事費</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7万5千円～15万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>15万円～30万円</td> <td>7万5千円</td> </tr> <tr> <td>30万円～60万円</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>60万円～90万円</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>90万円～</td> <td>30万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 7万5千円未満は助成対象外</p>	助成対象工事費	助成額	7万5千円～15万円	4万円	15万円～30万円	7万5千円	30万円～60万円	15万円	60万円～90万円	25万円	90万円～	30万円	$15万円 / m^2 \times \text{増改築部分面積}(B) \times 1 / 3$ B：限度額 150万円
助成対象工事費	助成額														
7万5千円～15万円	4万円														
15万円～30万円	7万5千円														
30万円～60万円	15万円														
60万円～90万円	25万円														
90万円～	30万円														

- * 助成は生計中心者の所得制限があります。
- * 昭和56年5月以前に建築された住宅の場合、簡易耐震診断が必要です。
- * 一般型は12月までに申請を済ませてください。
- * 特別型は申請年度の3月中旬までに工事の完了報告が必要です。

問い合わせ先
健康福祉課 高齢福祉係
(内線354・364)